

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ー今号の目次ー

- ◆ 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご案内 1
- ◆ 「顧客推奨度調査」へのご協力のお願いについて（厚生労働省） 2
- ◆ 「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」について 3

◆ 「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」のご案内

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」は、医療・介護・保育分野における求人者（医療機関・介護施設・保育園等）が、有料職業紹介事業者を利用する際、あらかじめサービスの内容や品質、その費用等の概要を知ったうえで適正な事業者を選択できるようにすることを通じて、医療・介護・保育分野における人材確保及びマッチングの質向上に貢献することを目的としています。

本制度は令和 3 年度からスタートしており、既に 49 社（医療分野 38 社、介護分野 22 社、保育分野 13 社※複数分野取得企業あり）が適正事業者として認定されています。

会員のみなさまにおかれましても、有料職業紹介事業者へ求人依頼の際には、下記ホームページにアクセスし、参考としてください。また、本制度にかかるリーフレットを添付しますのでご参照ください（別紙 1）。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度 HP トップページ

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

◆「顧客推奨度調査」へのご協力のお願いについて（厚生労働省）

「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」創設の背景および基礎となる理念を実現するため、認定制度の改善および適正認定事業者のサービス品質向上にむけて、認定事業者に関する「顧客推奨度調査」を実施しています。

認定事業者を活用したことがある会員のみなさまにおかれましては、調査へのご協力をお願いします。方法は **WEB 調査** のみとなり、回答期限は 8 月 20 日（日）です。

ご協力いただける方は、下記 URL にアクセスいただき、ご回答ください。なお、本調査にかかる問い合わせは日本人材紹介事業協会の窓口へ直接ご連絡ください。

調査名：厚生労働省委託事業 医療・介護・保育分野における有料職業紹介「適正認定事業者」のサービス品質に関する顧客推奨度調査

方法：WEB 調査のみ

設問：16 問

回答時間：約 10 分

URL：<https://survey-z.com/wix/p2055334045.aspx>

備考：回答は事業者向けにフィードバックすることがありますが、個人情報等は匿名とします。

<本調査に関する問い合わせ先>

一般社団法人 日本人材紹介事業協会（厚生労働省委託事業事務局）

TEL：03-6403-1827

メール：ninteiseido@jesra.or.jp

（受付 10 時～17 時、土・日・国民の祝日を除く）

◆「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」について

厚生労働省・都道府県労働局には、「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」を設置し、人材紹介会社の職業紹介サービスに関し法令違反の疑いがある場合等の相談を受け付けています。詳細については添付 PDF 資料（別紙 2）をご参照ください。

なお、人材紹介会社に関する問題が引き続き指摘されていることから、有料職業紹介事業の適正な運営を確保するための取組として、都道府県労働局において本年 8 月から医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士等の紹介実績がある職業紹介事業者への集中的な指導監督を実施することとしています。

続報があり次第、本ニュースにてお知らせします。

ご存じですか？
医療・介護・保育分野の
紹介会社を選ぶ基準について

医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

数多くある

医療・介護・保育分野の
有料職業紹介事業者の中から
安心できる事業者を選ぶ基準の
ひとつとしてご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度では、
「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした有料職業紹介事業者を
「適正な有料職業紹介事業者」として認定しています。

医療・介護・保育



適正な有料職業紹介事業者
認定制度

紹介会社の利用に際し、 手数料やサービス品質 などにご不安はないですか？



「医療・介護・保育分野における
適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、
申請条件、必須基準、基本基準を満たす紹介会社を、
「適正認定事業者」として認定しています。

何を基準に
紹介会社を選べば
よいかわからない…

紹介手数料が
とても高かったら
どうしよう…

早期離職時の
返戻金制度がある
紹介会社を選びたい…

安易な転職を煽るような
広告を出す紹介会社は
使いたくない…



申請条件

人材を安定的に紹介できることは適正認定事業者が満たすべき重要な条件です。そのため、申請した分野の施設に対して、少なくとも1つ以上の対象職種について、①過去2年連続で、②年間5件以上の常用就職（無期雇用）の紹介実績があることを申請条件としています。

医療分野の対象職種	介護分野の対象職種	保育分野の対象職種
医師	介護職	保育士
歯科医師	うち介護福祉士	保育教諭
薬剤師	うち介護福祉士以外	幼稚園教諭
看護職	看護職	栄養士・管理栄養士・調理員
リハビリテーション専門職	リハビリテーション専門職	看護師
医療技術者	介護支援専門員	
歯科衛生士	医師	
看護助手・看護補助者	生活相談員、支援相談員	
歯科助手	機能訓練指導員	
栄養士・管理栄養士	栄養士・管理栄養士	

必須基準

必須基準は、「法令を遵守しているか」を含めて適正認定事業者が必ず満たさなくてはならない基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた16～18項目のすべてをクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 職種別に手数料を公表している
 - ✓ 早期離職時の返戻金制度を設けている
 - ✓ 求職者に「お祝い金」を支給していない
 - ✓ 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
 - ✓ 転職活動をみだりに助長するような広告をしない
 - ✓ 要配慮個人情報、本人の同意を得ないで取得していない
 - ✓ 求人情報は、求人者や求職者に定期的に情報が最新であるか確認を行う、および求人や求職者の情報の時点を明示している

「必須基準」「基本基準」の詳細は、
適正認定サイトから閲覧することができます。

医療 介護 保育 適正認定

基本基準

基本基準は、「求職者や求人者に対してより良いサービスを提供する」ために適正事業者が満たすことが望ましい基準です。適正認定事業者は、分野別に定められた11～13項目のうち一定数以上の項目をクリアする必要があります。

- 例
- ✓ 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日・勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
 - ✓ 求人者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けている
 - ✓ 手数料率を含むサービス提供条件は、求人者に充分説明し理解を得た上で、契約締結により事前合意している
 - ✓ 求職者が就職後も長く活躍できるよう、求人者と協力して定着支援を行っている

適正認定事業者

有効期間 3年

審査員が、認定を申請した事業者の事業責任者等にヒアリングを実施し、提出書類の内容を確認した上で適正認定事業者として認定します。



〈認定マーク〉
適正認定事業者は、認定を受けた分野の認定マークをホームページや会社案内、名刺等の媒体に利用することができます。



適正認定サイトでは、最新の適正認定事業者の社名検索をはじめ、認定事業者のサービス名称、対象職種別の常用就職の紹介実績数（目安）、サービス対応エリア等を確認することができます。

医療 介護 保育 適正認定



認定後においても求人者の苦情や評価を認定事業者にフィードバックすることで、サービス品質の維持、改善を図っていきます。

1 顧客推奨度調査の実施



医療・介護・保育分野に特化した本認定制度の背景・理念に沿う社会の実現のため、本認定制度へ参画する業界団体所属の求人者へ向けて、認定事業者に関する顧客推奨度を調査するアンケートを実施し、そのアンケート結果を認定事業者へフィードバックすることでサービス品質の改善促進活動をおこなっています。

https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/outline/customer_survey/

2 認定事業者に関する苦情窓口の運営



分野別適正事業者認定制度運営事務局 苦情・ご意見・ご要望窓口認定制度の不明点等のお問い合わせをはじめ、適正認定事業者に関する苦情・ご意見・ご要望についても、こちらの窓口で随時受け付けています。苦情については事実確認の上、本認定制度協議会（※）に報告します。

また、必要に応じて当該事業者にしかるべき回答を求めます。

※本認定制度協議会は、労働関連法等を専門とする有識者、医療・介護・保育それぞれの業界団体を代表する委員から成り、本認定制度全体をガバナンスする役割を担っています。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/consultation/>



「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてのトラブルや法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』で相談を受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_30703.html

本認定制度は、以下団体の協力により創設され、令和3年度から実施しています。（五十音順）

医療分野

（公社）全日本病院協会、（公社）日本医師会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本看護協会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本精神科病院協会、（一社）日本病院会

介護分野

（一社）全国介護事業者連盟、（社福）全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会、高齢者住まい事業者団体連合会（（公社）全国有料老人ホーム協会、（一社）全国介護付きホーム協会、（一社）高齢者住宅協会）、（公社）全国老人福祉施設協議会、（公社）全国老人保健施設協会

保育分野

（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会、（公社）全国私立保育連盟、（社福）日本保育協会



医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度

適正認定事業者一覧 (認定日社名五十音順)

2023年4月30日時点

医療分野認定企業

株式会社エス・エム・エス エムスリーキャリア株式会社 株式会社エルユーエス 株式会社クイック 株式会社ジョブズコンストラクション 株式会社ツナガリキャリア ディップ株式会社 株式会社日本教育クリエイト 株式会社ブレイブ 株式会社マーキュリー 株式会社マイナビ 株式会社メディカルジョブセンター 株式会社メディカルリソース	株式会社リクルートメディカルキャリア レバレージーズメディカルケア株式会社 株式会社医師のとも 株式会社WILLCO エニーキャリア株式会社 キャリアバンク株式会社 株式会社キャリアシステム クラシス株式会社 総合メディカル株式会社 株式会社トライトキャリア 株式会社フロー 株式会社メディカル・プリンシプル社 株式会社メディウェル	株式会社CONNECT 株式会社エムステージ 株式会社日本メディカルキャリア 株式会社キャリアプランニング 株式会社グロームス 株式会社キャリア 株式会社CMEコンサルティング 株式会社ALC 株式会社SEプラス 株式会社エム・ディー・マネジメント 日本メディカルコネクション株式会社 株式会社ファーストコネクト
--	--	---

介護分野認定企業

アフィニティ・グループ株式会社 株式会社エス・エム・エス 株式会社エルユーエス 株式会社クイック 株式会社ジョブズコンストラクション ディップ株式会社 株式会社日本教育クリエイト 株式会社ブレイブ	株式会社マイナビ 株式会社メディカルジョブセンター ライクスタッフィング株式会社 レバレージーズメディカルケア株式会社 株式会社キャリアシステム 株式会社ゼフィロス 株式会社ツクイスタッフ 株式会社トライトキャリア	株式会社ドットコム・マーケティング 株式会社ウィルオブ・ワーク 株式会社キャリアプランニング 株式会社キャリア 株式会社ALC 株式会社ファーストコネクト
---	--	--

保育分野認定企業

株式会社エス・エム・エス 株式会社ジョブズコンストラクション Simple 株式会社 株式会社ネクストビート 株式会社ブレイブ	株式会社マイナビ ライクスタッフィング株式会社 株式会社あんだんて 株式会社トライトキャリア 株式会社メディカルジョブセンター	株式会社アスカ 株式会社アスカクリエート 株式会社CMEコンサルティング
---	---	--



一般社団法人 日本人材紹介事業協会 (略称・人材協)

厚生労働省同制度受託事業者

人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は
労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

**法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。
違反の疑いがあればご相談ください。**

法令で禁止または必須事項とされていること

- 手数料を必ず明示する
- 自らの紹介により就職した人※に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない（※無期雇用契約に限る）
- 「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

その他、人材確保に関する国の取り組みは裏面をご覧ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省は、適正と認定した人材紹介会社を公表しています。

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる機能を備えた特設ウェブサイトを公開していますので、ぜひご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



- ・ 紹介手数料を職種別に公表している
- ・ 早期離職時の返戻金制度がある

など、一定の基準を満たした適正な人材紹介会社を公表しています



認定分野 医療分野

☐ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 薬剤師 ☐ 看護職

☐ リハビリテーション専門職 ☐ 医療技術者 ☐ 歯科衛生士

☐ 看護助手 ☐ 歯科助手 ☐ 栄養士・管理栄養士

キーワード

対応エリア

職種別や営業エリアごとに認定事業者を検索可能

人材確保には、ハローワークの「人材確保対策コーナー」をご活用ください

全国のハローワークで、人材確保のお手伝いをしています。

医療・介護・保育分野でも多くの事業主の方にご利用いただいています。

特に、医療・介護・保育などの人材不足分野については、全国の主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人者・求職者の皆さまに対してさまざまな支援を実施しています。ぜひご活用ください。

「人材確保対策コーナー」による支援の例

● 事業主の皆さまへの支援

- ・ わかりやすい求人票作りへの助言
- ・ 求職者が応募しやすい求人条件の設定についての助言
- ・ ハローワークに求職登録中の有資格者等へ積極的に求人を紹介

● 求職者に対する支援

予約制・担当者制による、一人ひとりの状況に応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供

● マッチングイベントの実施

- ・ 職場見学会、セミナー、就職面接会などを積極的に開催
- ・ 業界団体と連携し、業界の魅力を発信

ハローワーク（人材確保対策コーナー）ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html>

